

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月17日

【会社名】 株式会社フジコー

【英訳名】 FUJIKOH COMPANY., LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 直人

【本店の所在の場所】 東京都台東区駒形二丁目7番5号

【電話番号】 03-3841-5431

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 佐藤 陵枝

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区駒形二丁目7番5号

【電話番号】 03-3841-5431

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 佐藤 陵枝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年2月14日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年2月14日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式50,000株を1株に併合いたします。

株式併合の効力発生日

2020年3月11日

効力発生日における発行可能株式総数

300株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である2020年3月11日に当社株式の発行可能株式総数は300株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は86株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）を削除し、その他単元未満株式に関する規定を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は株式会社HOP並びに当社の代表取締役社長である小林直人氏、小林直人氏の配偶者である小林美子氏、小林直人氏の兄弟であり当社の取締役である上竹智久氏及び上竹智久氏の配偶者である上竹智子氏のみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2020年3月11日に効力が発生するものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	40,346	196	-	(注)	可決 99.51
第2号議案 定款一部変更の件	40,500	193	-	(注)	可決 99.51

(注)議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否について確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上